

## I 緑化基準

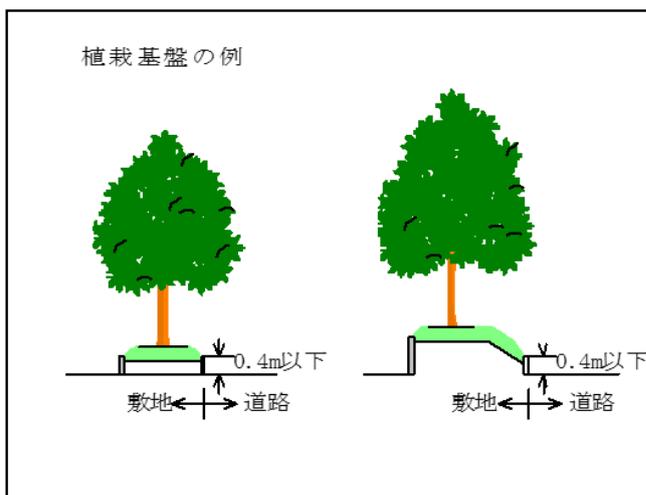
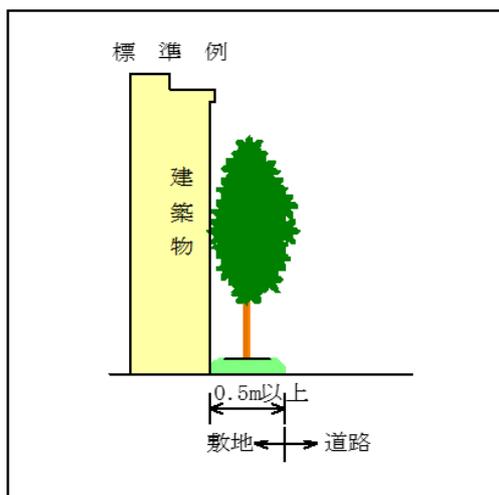
### 1 植栽の標準

#### (1) 共通事項

- ① 良好な景観を創造するものであること。
- ② 安定した緑として、維持管理できること。
- ③ 既存樹木の活用による自然の回復に努めるとともに、良好な緑地を確保する。
- ④ 単種の樹木のみではなく、多くの種類の樹木を用いて、高・中・低木をバランス良く配置する。
- ⑤ 樹木の種類は、鳥や蝶などが好む花や実のなる木も植栽するように努める。なお、大気浄化作用の大きい樹種や、乾燥に強い樹種の植栽にも配慮する。
- ⑥ 植栽基盤は設置場所の特性に応じて、素材、構造、規模等を工夫する。灌水が必要な植栽基盤は、保水能力を向上させるとともに給水設備を設置する。また、灌水用水には、雨水や循環水を有効活用し、節水に努める。

#### (2) 接道部緑化

- ① 接道部の植栽幅は、0.5メートル以上を確保する。
- ② 植栽基盤の縁石などの高さは極力低くし、0.4メートルを超えないようにする。
- ③ 塀やフェンスを接道部に設置する必要がある場合は、植栽部分が道路境界を越えないようにし、道路側を緑化する。
- ④ ベランダには植栽基盤を設置し、道路側から見えるように樹木やツル植物等の植栽をする。
- ⑤ 壁面は、登はん型や下垂型のツル植物等で覆うように植栽する。



#### (3) 地上部緑化

敷地内の駐車場や通路は、緑化ブロック等を活用し、舗装面をできるだけ緑で覆う。また、ツリーサークルなどを設け、高木による植栽を行うように努める。

#### (4) 屋上等緑化

##### ① 共通事項

ア 建築物への影響を防止するため、植栽による荷重が設計積載荷重を超えないよう注意する。

イ 樹種、植栽基盤等は、風の影響を十分配慮して選定する。

ウ 植栽樹木やプランター等の落下防止対策に十分留意して施工する。

##### ② ベランダ緑化

ア 災害時の避難通路を配慮しつつ緑化する。

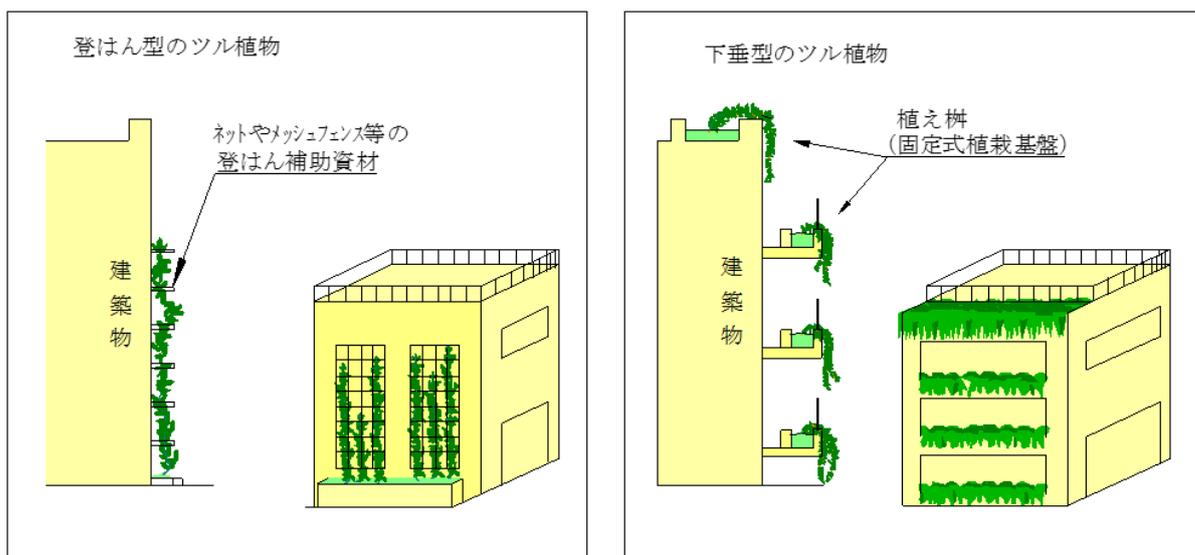
イ 手すりやひさしなどの部分もツル植物や多年草などで、緑化するように努める。

##### ③ 壁面緑化

ア 登はん型のツル植物等で壁面を直接覆うか、補助資材を用いて登はんを誘引して緑化する。

イ 屋上やベランダに設置した植栽ますから下垂型のツル植物等で壁面を覆う。

ウ 補助資材等の落下防止対策に十分留意して施工する。



## 2 緑化延長及び緑化面積の算定

### (1) 共通事項

① 樹木、芝、多年草等を植栽した植栽基盤の面積を緑化面積とする。また、植栽基盤からはみ出した樹冠投影面積も緑化面積に加える。

② 単独木は樹冠投影面積または、以下の表を用いて緑化面積として算定する。

高木	中木	低木
樹木の高さの7割を直径とする円の面積	1本あたり1平方メートル	1本あたり0.1平方メートル

③ 可動式植栽基盤（以下「プランター等」という）を設置する場合、容量が50リットル以上のものは緑化面積に加えることができる。

### (2) 接道部緑化

① 接道部の緑化延長は、道路に面する地上部緑化及びベランダ・壁面緑化の長さを合計して算出する。各項目ごとの算出方法は②～④のとおりとする。

ただし、重複部分は差し引く。

(例)

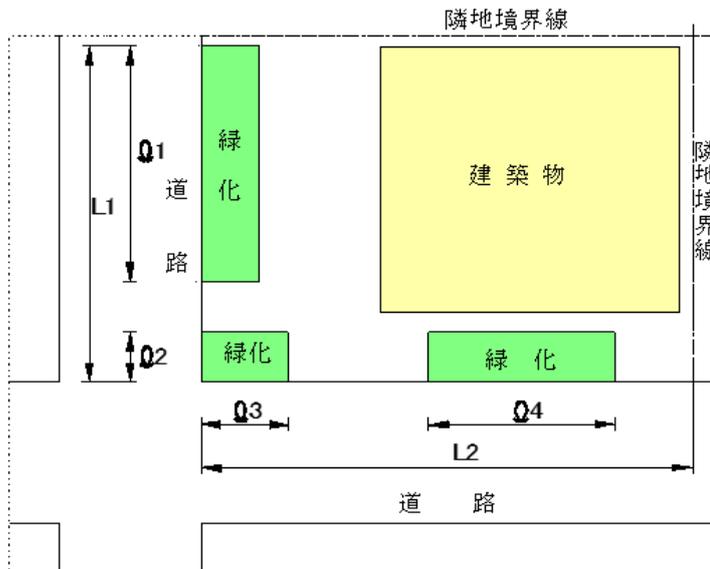
接道部延長

$$L = L1 + L2$$

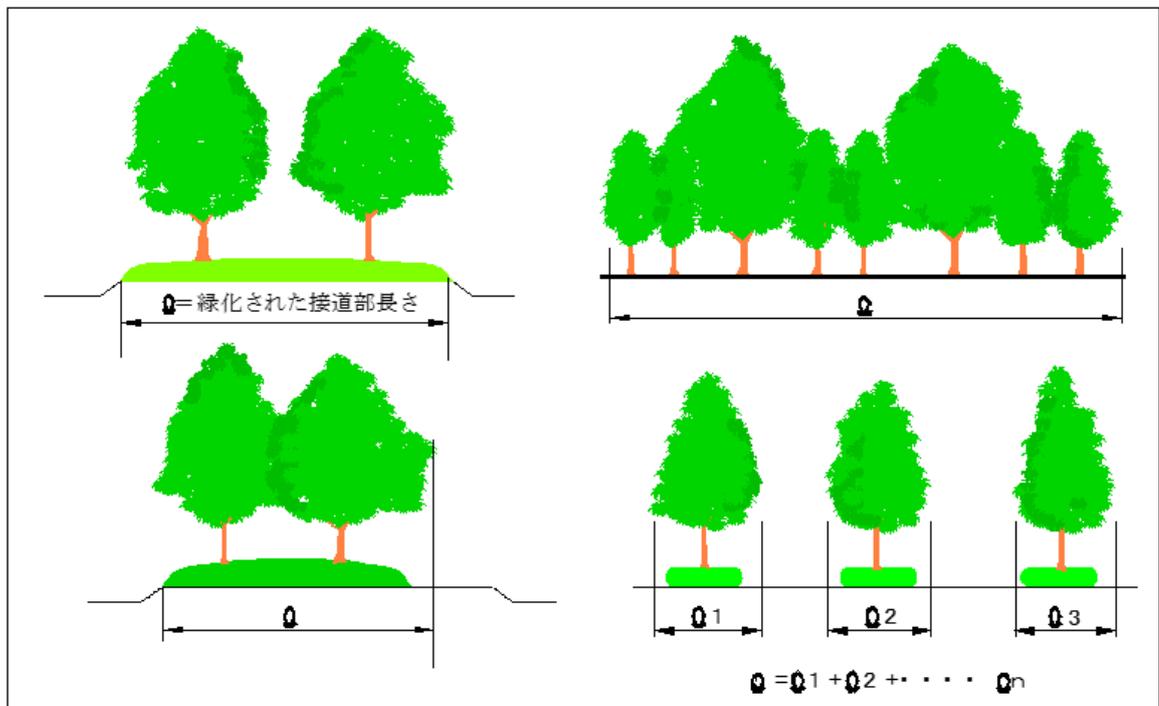
接道部緑化延長

$$l = l1 + l2 + l3 + l4$$

(例)



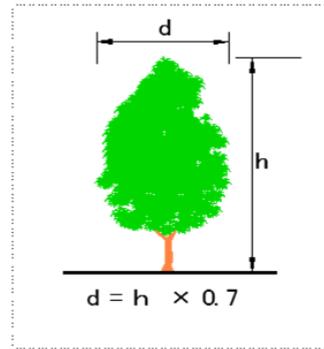
② 道路に面した緑地及び生け垣は、その長さとする。ただし、高木の樹冠が緑地をはみ出るときは、その部分の長さも緑化延長に加える。



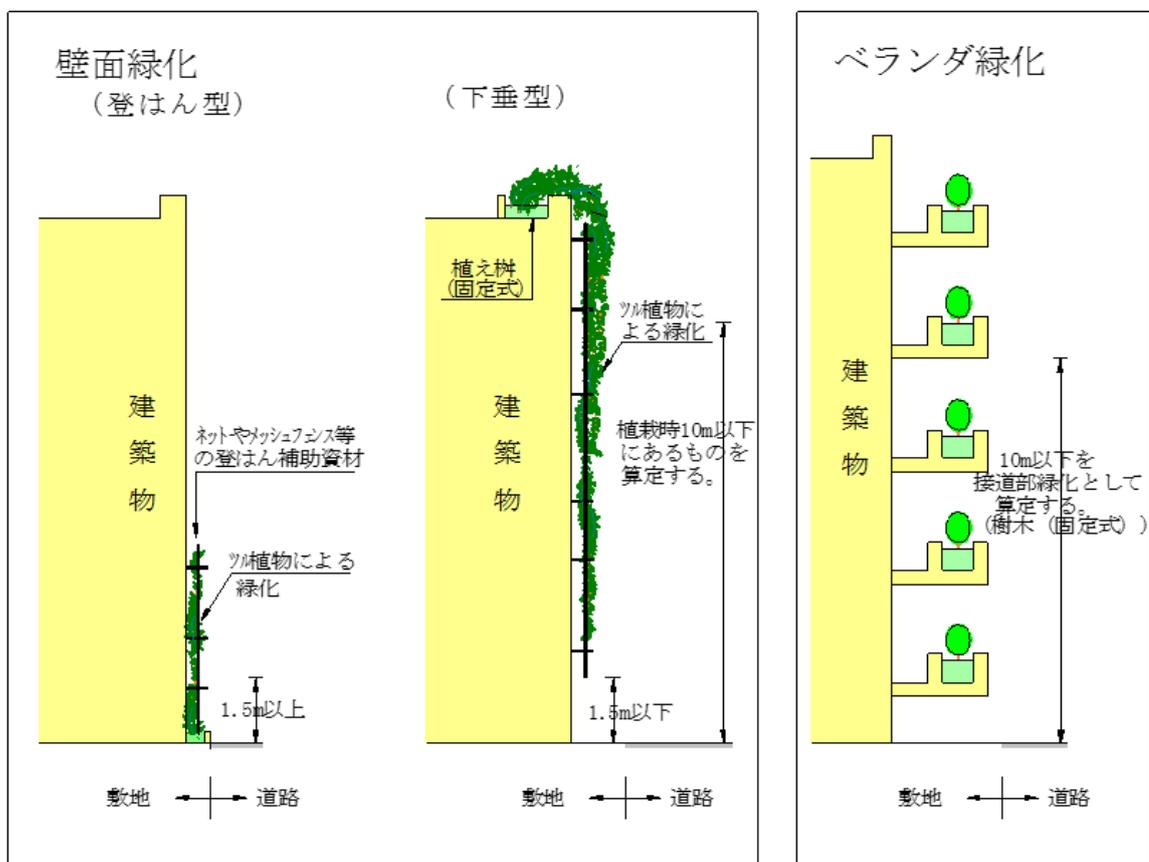
- ③ 単独木の場合は、道路に面した樹木の樹冠径を接道長さとする。

なお、高木については、1本当たり接道長さ2メートルとして計算する。

また、樹高が3メートルを超えるものについては、その高さの7割を接道長さとして算定できる。



- ④ 地上部からの高さが10m以下において、道路に接する壁面にツル植物による緑化（将来的に目の高さ（1.5m）の壁面部分まで緑化されること。）又は、ベランダに樹木による緑化（樹木は道路から見えていること。）を行った場合は、重複部分を除いて、接道部緑化長さに加えることができる。



(3) 屋上等（屋上、壁面、ベランダ）緑化面積

- ① 建築物の外壁に地上からツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、植栽時にツル植物等が壁面を覆う面積を緑化面積とする。

ただし、壁面に補助機材を使用してツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、補助機材が覆う壁面の面積を緑化面積とすることができる。

- ② 建築物の外壁に、屋上等からツル植物等が壁面を覆うようにした場合は、植栽時にツル植物等が壁面を覆う面積を緑化面積とする。ただし、下垂長さが1メートル未満のものは1メートルとみなす。

## II 助成基準

### 1 緑化事業

#### (1) 助成の対象

- ① 新たに緑化される部分及び増設される緑化部分。
- ② I 緑化基準に基づき、算出した緑化面積を助成対象とする。
- ③ 緑化工事に関わる既存構造物撤去、植栽ます、樹木防護蓋、プランター等、土、防水設備、かん水設備、壁面緑化用補助機材、ウミネコによる被害の防止設備等の基盤整備に要する費用及び樹木、地被類、芝、ツル植物、多年草等の植栽に要する費用を助成対象とする。
- ④ プランター等は、容量が 50 リットル以上のものを助成対象とする。
- ⑤ 壁面緑化の場合は、接道部にあっても壁面緑化とする。
- ⑥ 安全性に問題のあるブロック塀等の撤去に伴う緑化を行う際は、ブロック塀等の設置されている箇所を事業対象面積とし、接道部緑化の植栽方針によるものとする。ただし、I-1-(2)-①は適用しない。

#### (2) 助成対象外

- ① 既存の緑化部分の更新、補植等。
- ② 総合設計制度等の適用施設。
- ③ 同一敷地内で、過去 5 年以内にこの要綱に基づく助成を受けた施設。

### 2 保護育成事業

#### 樹木の保護育成

良好に維持管理されており、今後も引き続き存続するもの。